

装官会第8659号
28.6.15
一部改正 装官会第4339号
30.3.30
一部改正 装官総第7141号
31.3.29
一部改正 装官総第4804号
令和3年3月31日
一部改正 装官総第12305号
令和3年8月27日
一部改正 装官会第17624号
令和6年9月25日
一部改正 装官会第6351号
令和7年3月31日

防衛技監
長官官房各装備官
長官官房審議官
長官官房総務官
長官官房人事官
長官官房会計官 殿
長官官房監察監査・評価官
長官官房各装備開発官
長官官房艦船設計官
各部長
施設等機関の長

防衛装備庁長官
(公印省略)

防衛装備庁地球温暖化対策推進・点検グループの設置について
(通達)

標記について、別紙のとおり定めたので通達する。

添付書類：別紙

防衛装備庁地球温暖化対策実行計画推進・点検グループ設置要綱

別紙

防衛装備庁地球温暖化対策実行計画推進・点検グループ設置要綱

(設置)

第1 政府がその事務及び事業に関し温室効果ガスの排出の削減等のため実行すべき措置について定める計画（令和3年10月22日閣議決定。以下「政府の実行計画」という。）及び政府がその事務及び事業に関し温室効果ガスの排出の削減等のため実行すべき措置について定める計画の実施要領（令和3年10月22日地球温暖化対策推進本部幹事会申合せ）に基づき、政府の実行計画に定められた取組の円滑な推進並びに取組の実績の集計及び分析等の点検を行うため、防衛装備庁地球温暖化対策実行計画推進・点検グループ（以下「推進グループ」という。）を置く。

(構成)

第2 推進グループの構成は、次のとおりとする。

- (1) 総括実施責任者 長官官房会計官
- (2) 各地区実施責任者 長官官房会計官付会計管理官
航空装備研究所管理部総務課長
航空装備研究所管理部会計課長
航空装備研究所土浦支所長
航空装備研究所新島支所長
陸上装備研究所総務課長
艦艇装備研究所総務課長
艦艇装備研究所川崎支所長
艦艇装備研究所岩国海洋環境試験評価サテライト長
新世代装備研究所総務課長
新世代装備研究所飯岡支所長
防衛イノベーション科学技術研究所総務・会計ユニット長
千歳試験場長
下北試験場長
岐阜試験場長
その他総括実施責任者が指名する者

(運営)

第3 総括実施責任者は、推進グループの会議を招集し、推進グループの事務を総括する。

2 総括実施責任者は、取組の推進のために必要があると認めるときは、関係部局に対し、関係職員の出席、資料の提供その他の協力を求めることができる。

3 前項の規定による求めがあったときは、関係部局は、これに協力するものとする。

(庶務)

第4 推進グループの庶務は、長官官房会計官付施設管理環境保全班において処理する。

(委任規定)

第5 この要綱に定めるもののほか、推進グループの運営に関し必要な細部の事項は、総括実施責任者が定める。